

妊娠前検査費の一部補助を行います



西条市では、早期に適切な治療を開始し、子どもを生き育てやすい環境を作ることを目的として、不妊を心配する夫婦が検査を受けた費用の一部を補助します。

対象者

以下のすべてを満たす方が対象です。

- 1 検査開始日時点において夫婦であること。
ただし、事実上の婚姻関係にある夫婦は、治療の結果、出生した場合の子について認知を行う意向がある方。
- 2 夫婦の一方または双方が市内に住所を有していること。
他の市町村等で補助を受けた場合は対象外です。
- 3 市税の滞納がないこと。
- 4 検査開始時の妻の年齢が43歳未満であること
- 5 不妊治療（タイミング法、人工授精、体外受精、顕微授精）を受けたことがないこと。
（不妊治療開始後に受けた検査は対象外です。）
- 6 原則、夫婦の双方が検査を受けていること。

補助額

上限3万円とします。

対象となる経費

- 1 医師が不妊症の診断のために必要と認める検査
※食事療養標準負担額、個室使用料及び文書料に係る経費を除く
- 2 夫婦が別の医療機関で検査を受けていても対象とする
- 3 ほかの自治体による補助金等の交付を受けていない費用

回数

1組の夫婦につき、1回限り

申請期限

検査が終了した日の属する年度末（3月末）まで

※年度末までに申請できない場合（2月または3月に治療が終了する場合等）は、必ず事前にご相談ください。事前に連絡がないものについては、申請を受け付けることはできません。

申請方法

下記申請書類を提出してください。

- 1 西条市妊娠前検査費補助金交付申請書兼同意書（様式第1号）
- 2 西条市妊娠前検査費補助金受診等証明書（様式第2号）※医療機関に作成を依頼してください。
- 3 西条市妊娠前検査費補助金請求書（様式第6号）
- 4 医療機関発行の領収書（原本）
- 5 事実婚による婚姻関係にある場合は、事実婚関係に関する申立書（様式第3号）
- 6 世帯が異なる夫婦の場合は、戸籍謄本（3か月以内に発行されたもの）

問い合わせ

西条市こども家庭センター 〒793-0042 西条市神拝甲324番地2
☎0897-52-1316